

目 次

条 例

- 秋田市議会議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（第29号）…………… 2
- 秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例（第30号）…………… 2

規 則

- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第37号）…………… 3
- 秋田市興行場法施行細則等の一部を改正する規則（第38号）…………… 3
- あきた市民カードの交付等に関する規則および秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則（第39号）…………… 3
- 秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則（第40号）…………… 4

教 委 規 則

- 秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する規則（第8号）…………… 4

訓 令

- 秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程の一部を改正する訓令（第6号）…………… 4

消 防 本 部 訓 令

- 秋田市消防立入検査証規程の一部を改正する訓令（第3号）…………… 5

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第179号）…………… 5
- 生活保護法による介護機関の指定について（第180号）…………… 5
- 生活保護法による医療機関の指定について（第181号）…………… 5
- 秋田市議会定例会の招集について（第182号）…………… 5
- 後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第183号）…………… 5
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第184号）…………… 5
- 放置自転車等の撤去および保管について（第185号）…………… 6
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第186号）…………… 6
- 街区の区域の変更について（第187号）…………… 6
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第188号）…………… 6
- 放置自転車等の撤去および保管について（第189号）…………… 6

- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第190号）…………… 7

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第12号）…………… 7

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第42号）…………… 7
- 秋田市検察審査員候補者選定方法に関する規程を廃止する規程（第43号）…………… 7
- 仁井田堰土地改良区総代の任期満了による総選挙の執行について（第44号）…………… 7
- 平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第45号）…………… 7
- 投票区の区域の一部変更について（第46号）…………… 8
- 平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について（第47号）…………… 8
- 平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における当選人への当選証書の付与について（第48号）…………… 9

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第13号）…………… 11

上 下 水 道 局 告 示

- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第61号）…………… 11
- 指定排水設備工事業者の指定について（第62号）…………… 11
- 指定排水設備工事業者の指定について（第63号）…………… 12
- 指定排水設備工事業者の指定について（第64号）…………… 12
- 指定排水設備工事業者の指定について（第65号）…………… 12

選 挙 長 告 示

- 平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）…………… 12
- 平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第2号）…………… 12
- 平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙第1選挙区での投票を行わないことについて（第3号）…………… 14
- 平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙第2選挙区での投票を行わないことについて（第3号）…………… 14
- 平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙第3選挙区での投票を行わないことについて（第3号）…………… 14

○平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第4号）……………14

公 告

- 入札参加希望者の公募について……………14
○開発行為に関する工事の完了について……………15
○入札参加希望者の公募について……………15
○建築基準法による道路の指定について……………16
○都市計画の変更について……………16
○都市計画の変更について……………16
○開発行為に関する工事の完了について……………16
○入札参加希望者の公募について……………17
○入札参加希望者の公募について……………17
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出の関係書類の縦覧について……………18
○入札参加希望者の公募について……………19
○平成20年度ポリオ予防接種の実施について……………19
○秋田農業振興地域整備計画の変更について……………20
○第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の図面の縦覧について……………20
○秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の事業計画（第四回変更）の策定について……………20
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………20
○建築基準法による道路の指定について……………21

選 管 公 告

- 検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について……………21
○裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について……………21

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………21
○入札参加希望者の公募について……………22
○入札参加希望者の公募について……………23
○入札参加希望者の公募について……………24
○入札参加希望者の公募について……………25

条 例

秋田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第29号

秋田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年秋田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項および第14項」を「第100条第14項および第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第30号

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項および第203条の2第4項の規定に基づき、市議会議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）、費用弁償および期末手当の額ならびに同条第1項に規定する職員の報酬（以下「報酬」という。）および費用弁償の額ならびにそれらの支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条に見出しとして「（議員報酬および報酬）」を付し、同条第4項中「、除名又は議会の解散」を「又は除名」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 市議会議員として新たに就職した者に対しては就職の日から、市議会議員で任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により職を離れたものに対してはその日まで、それぞれその月の現日数を基礎として日割りによって計算した額の議員報酬を支給し、市議会議員で死亡により職を離れたものに対しては、その月分までの議員報酬を支給する。

第2条第2項中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「報酬は、月額報酬については毎月21日、年額の報酬について」を「議員報酬および月額報酬は毎月21日に、年額の報酬」に改め、「これを」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

議員報酬の額は別表第1に定めるとおりとし、報酬の額は別表第2に定めるとおりとする。

第2条に次の1項を加える。

7 報酬を受けていた者で任期満了又は退職により職を離れたものが、事務の引継ぎ、残務整理その他法令の規定によりその職務に従事するときは、その間、従前の例により報酬を支給する。

第3条の前に見出しとして「（費用弁償）」を付し、同条および第4条を次のように改める。

第3条 市議会議員が議会、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「議会等」という。）に参会したときは、当該市議会議員の住居と参会場所までの時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的な経路により往復する場合に要する交通機関の運賃に相当する額を費用弁償として支給する。

2 農業委員が農業委員会に参会したときは、当該農業委員の住居と参会場所までの次表の区分の片道の距離により同表の支給額を費用弁償として支給する。

区 分	支 給 額
4キロメートル未満	1日につき 3,500円

4キロメートル以上8キロメートル未満	1日につき 4,000円
8キロメートル以上10キロメートル未満	1日につき 4,500円
10キロメートル以上	1日につき 5,000円

3 同一日において、議会等又は農業委員会に2回以上参加したときは、前2項に規定する額を重複して支給しない。

4 同一日において、議会等および農業委員会に参加したときは、第2項の規定は、適用しない。

第4条 職務のため旅行するときは、市議会議長にあっては秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）に定める市長の受けるべき旅費の額に相当する額を、その他の者にあっては同条例に定める副市長の受けるべき旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

第4条の2を削る。

第5条を削る。

第4条の3に見出しとして「(期末手当)」を付し、同条第1項中「報酬のほか」を削り、同条第2項中「前項の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、」を削り、「報酬月額およびその報酬月額」を「議員報酬の月額およびその議員報酬の月額」に改め、同条を第5条とする。

第6条を次のように改める。

(一般職の職員の準用)

第6条 この条例に定めるもののほか、議員報酬および報酬、費用弁償ならびに期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

別表中「第1条関係」を「第2条関係」に改め、市議会議員の項を削り、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。
別表第1（第2条関係）

種 別	議員報酬額
議 長	月額 704,000円
副議長	月額 655,000円
議 員	月額 625,000円

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議の一部改正)

2 秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議（平成16年秋田市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第9条中「秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例」を「秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例」に改める。

規 則

秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年9月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第37号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市手数料条例の一部を改正する条例（平成20年秋田市条例第22号）の施行期日は、平成20年9月27日とする。

秋田市興行場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第38号

秋田市興行場法施行細則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「戸籍謄本」を「戸籍の謄本又は全部事項証明書」に改める。

(1) 秋田市興行場法施行細則（平成9年秋田市規則第13号）第5条第1項第1号

(2) 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）第9条第1項第1号および第10条第1項第1号

(3) 秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則（平成9年秋田市規則第31号）第2条第1号、第3条第4号および第11条第1項

附 則

この規則は、平成20年9月27日から施行する。

あきた市民カードの交付等に関する規則および秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第39号

あきた市民カードの交付等に関する規則および秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則

(あきた市民カードの交付等に関する規則の一部改正)

第1条 あきた市民カードの交付等に関する規則（平成15年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「による」の次に「戸籍の全部事項証明書、」を加える。

第2条第2項中第3号を第6号とし、同項第2号中「第3条第1項第2号」を「第3条第1項第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 戸籍の全部事項証明書等および住民票の写し等の交付を請求することができるカード

(5) 戸籍の全部事項証明書等の交付を請求し、および印鑑登録証明書の交付を申請することができるカード

第2条第2項第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 秋田市自動交付機の設置に関する規則第3条第1項第1号に掲げる書類（以下「戸籍の全部事項証明書等」という。）のみの交付を請求することができるカード

第2条第2項に次の1号を加える。

(7) 戸籍の全部事項証明書等および住民票の写し等の交付を請求し、ならびに印鑑登録証明書の交付を申請することができるカード

第3条第1項第2号中「前条第2項第2号および第3号」を「前条第2項第3号および第6号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「前条第2項第1号」を「前条第2項第2

号」に改め、「(昭和42年法律第81号)」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 前条第2項第1号および第4号に掲げるカード 戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づき本市の備える戸籍に記載されている者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されているもの
- 第3条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前条第2項第5号および第7号に掲げるカード 第1号に掲げる者で印鑑登録を受けているもの

第3条第2項第3号中「により」の次に「戸籍の全部事項証明書等、」を加える。

第4条第4項中「自動交付機による」の次に「戸籍の全部事項証明書等もしくは」を加える。

第7条の見出しを「(戸籍の全部事項証明書等、住民票の写し等および印鑑登録証明書の交付)」に改め、同条中「ことにより」の次に「、自己もしくは自己と同一の戸籍に記載されている者に係る戸籍の全部事項証明書等」を加える。

第11条の見出しを「(カードの失効等)」に改め、同条第2項中「前項第3号」を「第1項第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第2条第2項第1号に掲げるカードの交付を受けている者が本市の備える戸籍から除かれたときは、当該カードは、その効力を失う。

- 3 第2条第2項第4号、第5号又は第7号に掲げるカードの交付を受けている者が本市の備える戸籍から除かれたときは、当該カードは、それぞれ同項第2号、第3号又は第6号に掲げるカードに種類が変更されたものとみなす。

第12条第3項中「第3条第1項第1号」を「第3条第1項第2号」に改める。

第13条の表第7号中「第11条第2項」を「第11条第4項」に改める。

(秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部改正)

第2条 秋田市自動交付機の設置に関する規則(平成15年秋田市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の次に「、戸籍の全部事項証明書」を加える。

第3条第1項第2号中「秋田市印鑑条例」を「印鑑登録証明書(秋田市印鑑条例)に改め、「印鑑登録証明書」の次に「をいう。)」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号中「住民基本台帳法」を「住民票の写し(住民基本台帳法)に、「写し(」を「写しをいい、」に、「同条第1号」を「同法第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書をいい、同法第7条第1号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 戸籍の全部事項証明書および個人事項証明書(戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条第1項に規定する磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面をいう。)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年9月27日から施行する。
- (準備行為)
- 2 第1条の規定による改正後のあきた市民カードの交付等に関する規則の規定によるあきた市民カードの交付の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第40号

秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則(平成7年秋田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間における一般事業資金等の返済期限および据置期間の特例)

- 3 平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間における平成20年10月1日前に一般事業資金、小口零細企業資金又は創業資金(以下この項において「一般事業資金等」という。)の融資あっせんの決定を受け、同日以後に当該融資に係る資金の返済期限が到来することとなる者および同日から平成21年3月31日までの間に一般事業資金等の融資あっせんの申請を行う者についての別表の規定の適用については、同表一般事業資金の項および小口零細企業資金の項中「7年」とあるのは「10年」と、「6月」とあるのは「1年」と、同表創業資金の項中「7年」とあるのは「10年」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月25日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第8号

秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する規則

秋田市立学校授業料減免規則(昭和45年秋田市教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「戸籍謄本」を「戸籍の謄本又は全部事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成20年9月27日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第6号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年9月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程(昭和29年秋田

市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「本庁」の次に「、市民サービスセンター」を加える。

第2条中「支所」を「市民サービスセンター、支所」に改める。

第3条中「本庁」を「市民サービスセンター」に、「相互間の戸籍の原本、」を「本庁との」に改める。

第4条から第8条までを削り、第9条を第4条とする。

附 則

この訓令は、平成20年9月27日から施行する。

消 防 本 部 訓 令

秋田市消防本部訓令第3号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防立入検査証規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年9月8日

秋田市消防長 石 川 勝 直

秋田市消防立入検査証規程の一部を改正する訓令

秋田市消防立入検査証規程(平成16年秋田市消防本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第4条第1項」の次に「、第16条の3の2第2項」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第179号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成20年9月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 す る 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
加賀谷 誠	湯沢 尚次	八橋運動公園内の施設および 附属地の使用料、公衆電話使 用料の収納に関する事務

秋田市告示第180号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年9月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
稲庭クリニック	秋田市南通亀の町2番21号	平成20年 7月1日

秋田市告示第181号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年9月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
通 町 薬 局	秋田市大町一丁目2番26号	平成20年 8月1日
ほ だ の 歯 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市保戸野桜町19番3号	平成20年 8月11日
外旭川サテライト ク リ ニ ッ ク	秋田市外旭川字中谷地46番地	平成20年 8月4日
むさしデンタル オ フ ィ ス	秋田市保戸野通町4番8号	平成20年 8月19日

秋田市告示第182号

平成20年9月10日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成20年9月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第183号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年9月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成20年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第184号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年9月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成20年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第185号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年9月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 35台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
- (2) 撤去し、保管した年月日
- 平成20年8月16日から平成20年8月31日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
- 平成20年9月25日から平成21年3月25日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
- 自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
- この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
- 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866－2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第186号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年9月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
- 別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
- 平成20年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第187号

秋田市住居表示に関する条例（昭和38年秋田市条例第17号）第2条の規定に基づき、秋田市土崎港北四丁目の一部について、街区の区域を変更するので、次のとおり告示する。

平成20年9月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 街区の区域 別図(1)（省略）を別図(2)（省略）に変更する。
- 2 変 更 期 日 平成20年9月17日

秋田市告示第188号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第13条の規定により告示する。

平成20年9月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
小児科	岡 崎 三枝子	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字連沼44番地2
脳神経外科	坂 本 哲 也	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号
内科	水 沢 広 和	医療法人水沢医院	秋田市茨島四丁目6番37号
内科 リウマチ科 循環器科 呼吸器科 小児科	高 橋 徹	とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3－2号
外科	伊 藤 正 直	医療法人小泉病院 小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号

秋田市告示第189号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年9月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 35台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
- (2) 撤去し、保管した年月日
- 平成20年8月16日から平成20年8月31日まで
- (3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車
場内） 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成20年10月10日から平成21年4月10日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還
申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の
利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用
者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属す
る。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第190号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規
定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次
のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成20年9月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
(1) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
いな穂調剤薬局	秋田市川元山下町7番22 号	平成20年 10月1日
ニュータウン さくら薬局	秋田市御所野地蔵田二丁 目1番3-5号	平成20年 10月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第12号

平成20年9月25日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室
に教育委員会定例会を招集する。

平成20年9月19日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

付議案件

- 1 秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、
第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運
営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙
権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおり

であるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。
平成20年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,373人
2 3分の1の数 89,539人

秋市選管告示第43号

秋田市檢察審査員候補者選定方法に関する規程を廃止する規程
を定めたので告示する。

平成20年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市檢察審査員候補者選定方法に関する規程を廃止する
規程

秋田市檢察審査員候補者選定方法に関する規程（昭和26年12月
4日秋田市選挙管理委員会告示第77号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年9月2日から施行する。

秋市選管告示第44号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規
定に基づき、仁井田堰土地改良区総代の任期満了による総選挙を
次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規
定により告示する。

平成20年9月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日 平成20年9月11日
2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
3 選挙区および選挙すべき総代の数
第1選挙区 15人
第2選挙区 13人
第3選挙区 5人

秋市選管告示第45号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第
3項および第5項の規定に基づき、平成20年9月11日執行の仁井
田堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代
理者ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同条第7項
の規定により告示する。

平成20年9月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

仁井田堰土地改良区総代総選挙

選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市仁井田本町三丁 目6番50号	熊 井 良太郎
	職 務 代理人	秋田市仁井田本町三丁 目1番7号	熊 谷 喜 美
	選 挙 立会人	秋田市仁井田目長田一 丁目11番19号	佐々木 甚 一

第 2 選挙区	選 挙 立会人	秋田市仁井田字大野271 番地	相 場 輔 雄
	選挙長	秋田市四ツ小屋字城下 当場107番地の 1	伊 藤 作一郎
	職 務 代理者	秋田市四ツ小屋字笹葉 355番地 3	伊 藤 二 郎
	選 挙 立会人	秋田市四ツ小屋末戸松 本字向野65番地	加賀谷 源
	選 挙 立会人	秋田市四ツ小屋字上野 62番地の 1	伊 藤 久 幸
第 3 選挙区	選挙長	秋田市茨島四丁目 7 番 3 号	佐 藤 昭 一
	職 務 代理者	秋田市栖山大元町 7 番 1 号	鈴 木 源太郎
	選 挙 立会人	秋田市牛島東三丁目 1 番 1 号	藤 本 誠 一
	選 挙 立会人	秋田市牛島西一丁目10 番41号	伊 藤 良太郎

秋市選管告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区の区域の一部を変更したので、同条第3項

の規定に基づき告示する。

平成20年 9 月 9 日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

投 票 区	区 域
秋田市第15投票区 (秋田県立衛生看護学院)	廃止
秋田市第 2 投票区 (保戸野小学校)	千秋明徳町 1 番から 2 番を加える。 千秋矢留町 1 番から 8 番を加える。
秋田市第16投票区 (秋田東中学校)	千秋久保田町を加える。 千秋城下町 1 番から 5 番を加える。 千秋明徳町 3 番から 4 番を加える。 千秋公園を加える。

秋市選管告示第47号

平成20年 9 月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成20年 9 月12日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

第 1 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 9 月 4 日	伊 藤 四 郎	男	秋田市仁井田本町五丁目13番26号	昭和12年 4 月17日	農 業
2	平成20年 9 月 4 日	橋 本 勉	男	秋田市仁井田字横山121番地	昭和28年 9 月30日	農 業
3	平成20年 9 月 4 日	鈴 木 政千代	男	秋田市仁井田二ッ屋一丁目 5 番60号	昭和15年 7 月21日	農 業
4	平成20年 9 月 4 日	白 山 鉄 美	男	秋田市仁井田福島二丁目 7 番32号	昭和17年 7 月10日	農 業
5	平成20年 9 月 4 日	伊 藤 吉 雄	男	秋田市仁井田本町四丁目 4 番28号	昭和14年11月18日	農 業
6	平成20年 9 月 4 日	今 野 敏 夫	男	秋田市仁井田本町二丁目 4 番43号	昭和14年 1 月23日	農 業
7	平成20年 9 月 4 日	佐 藤 昭 一	男	秋田市仁井田本町六丁目 7 番77号	昭和 3 年 1 月22日	農 業
8	平成20年 9 月 4 日	堀 井 喜志男	男	秋田市仁井田本町三丁目23番20号	昭和20年 1 月26日	農 業
9	平成20年 9 月 4 日	熊 井 金 明	男	秋田市仁井田本町四丁目13番 7 号	昭和29年11月16日	農 業
10	平成20年 9 月 4 日	原 田 博 衛	男	秋田市仁井田目長田一丁目 8 番21号	昭和24年12月17日	農 業
11	平成20年 9 月 4 日	佐々木 文 勝	男	秋田市仁井田本町四丁目 1 番11号	昭和14年 9 月 3 日	農 業
12	平成20年 9 月 4 日	高 橋 良 一	男	秋田市仁井田字大野263番地 5	昭和26年12月15日	農 業
13	平成20年 9 月 4 日	相 場 昇	男	秋田市仁井田字大野81番地	昭和23年11月 3 日	会社員
14	平成20年 9 月 4 日	堀 井 正 治	男	秋田市仁井田目長田一丁目 9 番58号	昭和16年 1 月13日	農 業

15	平成20年 9月4日	相 場 堅 一	男	秋田市仁井田字大野220番地	昭和25年 4月22日	会社員
----	---------------	---------	---	----------------	-------------	-----

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 9月4日	榎 秀 夫	男	秋田市四ツ小屋字上野10番地	昭和18年 5月13日	会社員
2	平成20年 9月4日	熊 地 隆 市	男	秋田市四ツ小屋字東泉寺154番地 1	昭和20年 6月 7日	会社員
3	平成20年 9月4日	加賀谷 武	男	秋田市四ツ小屋末戸松本字向野39番地	昭和21年11月21日	農 業
4	平成20年 9月4日	三 浦 悦 夫	男	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下33番地	昭和24年 1月30日	農 業
5	平成20年 9月4日	鈴 木 武 敏	男	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下15番地	昭和20年10月16日	農 業
6	平成20年 9月4日	松 野 悟	男	秋田市四ツ小屋字城下当场133番地	昭和25年 7月 6日	農 業
7	平成20年 9月4日	伊 藤 辰 己	男	秋田市四ツ小屋字上野24番地の 1	昭和16年 1月28日	農 業
8	平成20年 9月4日	伊 藤 昭 紀	男	秋田市四ツ小屋字城下当场120番地の 1	昭和19年 2月12日	農 業
9	平成20年 9月4日	嶋 田 満	男	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上22番地	昭和23年 3月 2日	農 業
10	平成20年 9月4日	佐々木 元 一	男	秋田市河辺豊成字宮下32番地	昭和24年 1月15日	農 業
11	平成20年 9月4日	伊 藤 正 一	男	秋田市四ツ小屋字城下当场33番地	昭和22年12月 5日	農 業
12	平成20年 9月4日	榎 長 夫	男	秋田市四ツ小屋字城下当场104番地	昭和26年 3月 2日	農 業
13	平成20年 9月4日	鈴 木 一 彦	男	秋田市四ツ小屋小阿地坂ノ下20番地	昭和26年 7月29日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 9月4日	菅 原 秋 雄	男	秋田市牛島西一丁目 8 番25号	昭和 9 年11月20日	農 業
2	平成20年 9月4日	今 野 俊 一	男	秋田市牛島東三丁目 5 番 6 号	昭和12年 9月14日	農 業
3	平成20年 9月4日	鈴 木 善 則	男	秋田市上北手荒巻字前田127番地	昭和21年 6月 3日	会社員
4	平成20年 9月4日	鈴 木 勝 善	男	秋田市檜山城南町 4 番42号	昭和22年10月 4日	農 業
5	平成20年 9月4日	佐 藤 憲一郎	男	秋田市川尻みよし町10番 3 号	昭和15年 7月23日	農 業

秋市選管告示第48号

平成20年 9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により、当選人の氏名および住所を告示する。

平成20年 9月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 9月4日	伊 藤 四 郎	男	秋田市仁井田本町五丁目13番26号	昭和12年4月17日	農 業
2	平成20年 9月4日	橋 本 勉	男	秋田市仁井田字横山121番地	昭和28年9月30日	農 業
3	平成20年 9月4日	鈴 木 政千代	男	秋田市仁井田二ッ屋一丁目5番60号	昭和15年7月21日	農 業
4	平成20年 9月4日	白 山 鉄 美	男	秋田市仁井田福島二丁目7番32号	昭和17年7月10日	農 業
5	平成20年 9月4日	伊 藤 吉 雄	男	秋田市仁井田本町四丁目4番28号	昭和14年11月18日	農 業
6	平成20年 9月4日	今 野 敏 夫	男	秋田市仁井田本町二丁目4番43号	昭和14年1月23日	農 業
7	平成20年 9月4日	佐 藤 昭 一	男	秋田市仁井田本町六丁目7番77号	昭和3年1月22日	農 業
8	平成20年 9月4日	堀 井 喜志男	男	秋田市仁井田本町三丁目23番20号	昭和20年1月26日	農 業
9	平成20年 9月4日	熊 井 金 明	男	秋田市仁井田本町四丁目13番7号	昭和29年11月16日	農 業
10	平成20年 9月4日	原 田 博 衛	男	秋田市仁井田目長田一丁目8番21号	昭和24年12月17日	農 業
11	平成20年 9月4日	佐々木 文 勝	男	秋田市仁井田本町四丁目1番11号	昭和14年9月3日	農 業
12	平成20年 9月4日	高 橋 良 一	男	秋田市仁井田字大野263番地5	昭和26年12月15日	農 業
13	平成20年 9月4日	相 場 昇	男	秋田市仁井田字大野81番地	昭和23年11月3日	会社員
14	平成20年 9月4日	堀 井 正 治	男	秋田市仁井田目長田一丁目9番58号	昭和16年1月13日	農 業
15	平成20年 9月4日	相 場 堅 一	男	秋田市仁井田字大野220番地	昭和25年4月22日	会社員

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 9月4日	榎 秀 夫	男	秋田市四ツ小屋字上野10番地	昭和18年5月13日	会社員
2	平成20年 9月4日	熊 地 隆 市	男	秋田市四ツ小屋字東泉寺154番地1	昭和20年6月7日	会社員
3	平成20年 9月4日	加賀谷 武	男	秋田市四ツ小屋末戸松本字向野39番地	昭和21年11月21日	農 業
4	平成20年 9月4日	三 浦 悦 夫	男	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下33番地	昭和24年1月30日	農 業
5	平成20年 9月4日	鈴 木 武 敏	男	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下15番地	昭和20年10月16日	農 業
6	平成20年 9月4日	松 野 悟	男	秋田市四ツ小屋字城下当场133番地	昭和25年7月6日	農 業
7	平成20年 9月4日	伊 藤 辰 己	男	秋田市四ツ小屋字上野24番地の1	昭和16年1月28日	農 業
8	平成20年 9月4日	伊 藤 昭 紀	男	秋田市四ツ小屋字城下当场120番地の1	昭和19年2月12日	農 業

9	平成20年 9月4日	嶋 田 満	男	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上22番地	昭和23年3月2日	農 業
10	平成20年 9月4日	佐々木 元 一	男	秋田市河辺豊成字宮下32番地	昭和24年1月15日	農 業
11	平成20年 9月4日	伊 藤 正 一	男	秋田市四ツ小屋字城下当场33番地	昭和22年12月5日	農 業
12	平成20年 9月4日	榎 長 夫	男	秋田市四ツ小屋字城下当场104番地	昭和26年3月2日	農 業
13	平成20年 9月4日	鈴 木 一 彦	男	秋田市四ツ小屋小阿地坂ノ下20番地	昭和26年7月29日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 9月4日	菅 原 秋 雄	男	秋田市牛島西一丁目8番25号	昭和9年11月20日	農 業
2	平成20年 9月4日	今 野 俊 一	男	秋田市牛島東三丁目5番6号	昭和12年9月14日	農 業
3	平成20年 9月4日	鈴 木 善 則	男	秋田市上北手荒巻字前田127番地	昭和21年6月3日	会社員
4	平成20年 9月4日	鈴 木 勝 善	男	秋田市檜山城南町4番42号	昭和22年10月4日	農 業
5	平成20年 9月4日	佐 藤 憲一郎	男	秋田市川尻みよし町10番3号	昭和15年7月23日	農 業

農 委 告 示

秋田市農委告示第13号

平成20年9月17日午後2時 雄和市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成20年9月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 案 件 秋田市牛島西四丁目5番11号 堀井秀勝の農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外13件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第61号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成20年9月4日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成20年9月19日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
上北手猿田字四ツ小屋、四ツ小屋字中野、四ツ小屋字街道東、四ツ小屋字街道西、飯島鼠田四丁目、上北手荒巻字堺切、上北手百崎字諏訪ノ沢、上北手百崎字二タ子沢、上北手百崎字境田、河辺戸島字藤島、河辺和田字和田、河辺諸井字山根、広面字樋ノ沖、河辺北野田高屋字務沢、牛島東四丁目、手形字十七流、飯島字堀川、泉釜ノ町、新屋沖田町および新屋比内町の各一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市向浜二丁目3番1号
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成20年9月5日から9月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝祭日を除く。
- 8 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市上下水道局告示第62号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成20年9月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 ヌ ノ タ ニ	布谷 博	秋田市飯島字穀丁大谷地253番地4

- 2 指定期間
平成20年 9 月19日から平成23年 9 月18日まで

秋田市上下水道局告示第63号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 9 月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
明 和 建 設 株 式 会 社	佐藤 利明	秋田県大仙市字刈和野313 ファースト・ドイ102

- 2 指定期間
平成20年 9 月22日から平成23年 9 月21日まで

秋田市上下水道局告示第64号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 9 月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
エ コ ラ イ ン 株 式 会 社	稲田 優子	秋田市八橋南一丁目 3 番10 号

- 2 指定期間
平成20年 9 月29日から平成23年 9 月28日まで

秋田市上下水道局告示第65号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田

市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 9 月30日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
三 輪 設 備	三輪 治	秋田市新屋勝平台27番 6 号

- 2 指定期間
平成20年 9 月30日から平成23年 9 月29日まで

選 挙 長 告 示

選挙長告示第 1 号

平成20年 9 月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成20年 9 月 4 日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 熊 井 良 太 郎

第 2 選挙区選挙長 伊 藤 作 一 郎

第 3 選挙区選挙長 佐 藤 昭 一

- 1 場所 秋田市仁井田本町四丁目 5 番20号
仁井田堰土地改良区事務所
- 2 日時 平成20年 9 月 4 日 午前 8 時30分から午後 5 時
平成20年 9 月 5 日 午前 8 時30分から午後 5 時

選挙長告示第 2 号

土地改良法施行令（昭和24年 8 月 4 日政令第295号）第17条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成20年 9 月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の 3 第 4 項の規定により告示する。

平成20年 9 月 4 日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 熊 井 良 太 郎

第 2 選挙区選挙長 伊 藤 作 一 郎

第 3 選挙区選挙長 佐 藤 昭 一

第 1 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 9 月 4 日	伊 藤 四 郎	男	秋田市仁井田本町五丁目13番26号	昭和12年 4 月17日	農 業
2	平成20年 9 月 4 日	橋 本 勉	男	秋田市仁井田字横山121番地	昭和28年 9 月30日	農 業
3	平成20年 9 月 4 日	鈴 木 政千代	男	秋田市仁井田二ッ屋一丁目 5 番60号	昭和15年 7 月21日	農 業
4	平成20年 9 月 4 日	白 山 鉄 美	男	秋田市仁井田福島二丁目 7 番32号	昭和17年 7 月10日	農 業
5	平成20年 9 月 4 日	伊 藤 吉 雄	男	秋田市仁井田本町四丁目 4 番28号	昭和14年11月18日	農 業

6	平成20年 9月4日	今 野 敏 夫	男	秋田市仁井田本町二丁目4番43号	昭和14年1月23日	農 業
7	平成20年 9月4日	佐 藤 昭 一	男	秋田市仁井田本町六丁目7番77号	昭和3年1月22日	農 業
8	平成20年 9月4日	堀 井 喜志男	男	秋田市仁井田本町三丁目23番20号	昭和20年1月26日	農 業
9	平成20年 9月4日	熊 井 金 明	男	秋田市仁井田本町四丁目13番7号	昭和29年11月16日	農 業
10	平成20年 9月4日	原 田 博 衛	男	秋田市仁井田目長田一丁目8番21号	昭和24年12月17日	農 業
11	平成20年 9月4日	佐々木 文 勝	男	秋田市仁井田本町四丁目1番11号	昭和14年9月3日	農 業
12	平成20年 9月4日	高 橋 良 一	男	秋田市仁井田字大野263番地5	昭和26年12月15日	農 業
13	平成20年 9月4日	相 場 昇	男	秋田市仁井田字大野81番地	昭和23年11月3日	会社員
14	平成20年 9月4日	堀 井 正 治	男	秋田市仁井田目長田一丁目9番58号	昭和16年1月13日	農 業
15	平成20年 9月4日	相 場 堅 一	男	秋田市仁井田字大野220番地	昭和25年4月22日	会社員

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 9月4日	榎 秀 夫	男	秋田市四ツ小屋字上野10番地	昭和18年5月13日	会社員
2	平成20年 9月4日	熊 地 隆 市	男	秋田市四ツ小屋字東泉寺154番地1	昭和20年6月7日	会社員
3	平成20年 9月4日	加賀谷 武	男	秋田市四ツ小屋末戸松本字向野39番地	昭和21年11月21日	農 業
4	平成20年 9月4日	三 浦 悦 夫	男	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下33番地	昭和24年1月30日	農 業
5	平成20年 9月4日	鈴 木 武 敏	男	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下15番地	昭和20年10月16日	農 業
6	平成20年 9月4日	松 野 悟	男	秋田市四ツ小屋字城下当场133番地	昭和25年7月6日	農 業
7	平成20年 9月4日	伊 藤 辰 己	男	秋田市四ツ小屋字上野24番地の1	昭和16年1月28日	農 業
8	平成20年 9月4日	伊 藤 昭 紀	男	秋田市四ツ小屋字城下当场120番地の1	昭和19年2月12日	農 業
9	平成20年 9月4日	嶋 田 満	男	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上22番地	昭和23年3月2日	農 業
10	平成20年 9月4日	佐々木 元 一	男	秋田市河辺豊成字宮下32番地	昭和24年1月15日	農 業
11	平成20年 9月4日	伊 藤 正 一	男	秋田市四ツ小屋字城下当场33番地	昭和22年12月5日	農 業
12	平成20年 9月4日	榎 長 夫	男	秋田市四ツ小屋字城下当场104番地	昭和26年3月2日	農 業
13	平成20年 9月4日	鈴 木 一 彦	男	秋田市四ツ小屋小阿地坂ノ下20番地	昭和26年7月29日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成20年 9月4日	菅 原 秋 雄	男	秋田市牛島西一丁目8番25号	昭和9年11月20日	農 業
2	平成20年 9月4日	今 野 俊 一	男	秋田市牛島東三丁目5番6号	昭和12年9月14日	農 業
3	平成20年 9月4日	鈴 木 善 則	男	秋田市上北手荒巻字前田127番地	昭和21年6月3日	会社員
4	平成20年 9月4日	鈴 木 勝 善	男	秋田市栖山城南町4番42号	昭和22年10月4日	農 業
5	平成20年 9月4日	佐 藤 憲一郎	男	秋田市川尻みよし町10番3号	昭和15年7月23日	農 業

選挙長告示第3号

平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙について、第1選挙区において届出のあった候補者が15人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年8月4日政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成20年9月5日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 熊 井 良 太 郎

選挙長告示第3号

平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙について、第2選挙区において届出のあった候補者が13人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年8月4日政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成20年9月5日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第2選挙区選挙長 伊 藤 作 一 郎

選挙長告示第3号

平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙について、第3選挙区において届出のあった候補者が5人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年8月4日政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成20年9月5日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第3選挙区選挙長 佐 藤 昭 一

選挙長告示第4号

平成20年9月11日執行の仁井田堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成20年9月5日

仁井田堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 熊 井 良 太 郎

第2選挙区選挙長 伊 藤 作 一 郎

第3選挙区選挙長 佐 藤 昭 一

- 1 場所 秋田市仁井田本町四丁目5番20号
仁井田堰土地改良区事務所

2 日時 平成20年9月12日 午後1時30分から

公 告

秋田市政告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年9月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件名

環境委託第73号 3号炉計装機器および排ガス分析装置年次点検委託

(2) 仕様

別紙「平成20年度3号炉計装機器および排ガス分析装置年次点検委託仕様書」（省略）のとお

(3) 施行場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成20年9月17日(水) 午後1時40分

(2) 入札の場所 秋田市寺内蛭根三丁目24-3

秋田市環境部 2階 大会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 入札行為の委任

代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 契約に関する事項

契約期間は、契約締結の日から平成21年3月19日までとする。

4 入札参加要件に関する事項

(1) 秋田市内に本店又は支店等を有していること。

- (2) 過去2年間に当該業務に係る入札の指名を受けているか、又は秋田市契約課の登録業者（建設工事（電気工事又は電気通信工事））として登録されていること。
- (3) 計装機器および排ガス分析装置等の点検業務に精通し、当該業務を実施可能であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 5 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年9月10日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
- 平成20年9月2日(火)から平成20年9月10日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所
- 秋田市環境部 環境総務課 庶務担当
- ウ 申込書用紙等については、秋田市環境部環境総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年9月12日(金)までに行う。
- 7 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 設計書および仕様書は、(2)に示す場所で平成20年9月2日

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物品は下記のとおりである。

物品番号・物品名	納入場所	契約期限	仕様書および納入期限
・病院 第4号 空調設備用フィルター	秋田市川元松丘町4番30号 市立秋田総合病院メンテナンスヤード	平成20年12月19日	詳細は別紙仕様書による。 契約発注後、60日以内一括納入

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
- 次のすべてを満たすこと。
- ア 秋田市財政部契約課物品業者登録名簿又は市立秋田総合病院物品等業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成20年10月3日(金) 午後1時30分
- 入札の場所 秋田市川元松丘町4-30
市立秋田総合病院 2階 講堂

(火)から平成20年9月10日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで閲覧、貸出しするほか、仕様書に付随する警報設定値リストと図面一式を除き秋田市ホームページでも公開する。

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市寺内蛭根三丁目24-3

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
- 秋田市環境部環境総務課 庶務担当
TEL 018-863-6633

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成20年5月21日付け秋田市指令第3838号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年9月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市保戸野千代田町2番43号

三光不動産株式会社

代表取締役 岩 本 竜 大

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市東通館ノ越22番1、22番2、22番3、22番4、23番、156番19および22番1地先水路

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年9月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年9月17日(水)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受け付け
申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
平成20年9月3日(水)から平成20年9月17日(水)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所
市立秋田総合病院 1階 事務局総務課施設担当
- ウ 申込書・入札書・委任状等
市立秋田総合病院ホームページから入手すること。
ホームページアドレス
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newwho/default.htm>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。
その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年9月24日(水)までに通知する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 契約書は、印紙税が課税される。
- (4) 入札に関する問い合わせ先
市立秋田総合病院事務局総務課施設担当
電話 018-823-4171（内線2141）

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成20年9月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市新屋島木町1番31号
株式会社ハセベ
代表取締役 長谷部 二二明
- 2 道路位置指定箇所
秋田市新屋大川町222番158地先道路

- 3 道路幅員 4.00メートル
- 4 道路延長 34.90メートル
- 5 指定年月日および番号
平成20年9月4日 第4号

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成20年9月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画中通一丁目地区第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画を変更しようとする区域
秋田市中通一丁目
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成20年9月5日から平成20年9月18日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成20年9月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画高度利用地区 中通一丁目
- 2 都市計画を変更しようとする区域
秋田市中通一丁目
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成20年9月5日から平成20年9月18日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成20年7月9日付け秋田市指令第4736号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年9月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
仙台市青葉区本町二丁目16番10号
積和不動産東北株式会社
代表取締役 松 村 宣 弘
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市高陽青柳町183番 1、183番 2、184番 1 および184番 2

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成20年 9 月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

入札に付する賃貸借物件は、次のとおりである。

- (1) 物 件 名 カラーオーバーヘッドスキャナーおよびパソコン
- (2) 契約期間 契約締結日から平成25年 3 月31日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号による制限を受ける者でないこと。
- (3) 本市の指名停止期間中および入札参加資格停止中の者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年 9 月26日(金) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 2 番35号
秋田市役所山王別館（旧職員会館）
2 階会議室

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契 約 日 平成20年 9 月30日(火)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 9 月17日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 営業経歴書（様式 2（省略））

ウ 納税証明書

(ア) 税務署が発行する消費税に関する証明書（直近の営業年度に係る「未納税額のないこと用（その 3）」）

(イ) 秋田市が発行する直近の営業年度に係る法人市民税又は個人市民税（個人事業主に限る。）および固定資産税（平成19年度分）に関する証明書

なお、納税証明書の提出に代えて、各納付書の写し（法人市民税もしくは個人市民税又は固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」）の提出も可とする。

- (2) 申込書等の提出

申込書等の提出は、持参によるものとする。

- (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 9 月10日(水)から平成20年 9 月17日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 受付場所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市総務部文書法制課歴史資料担当

（分館 2 階）

ウ 申込用紙 秋田市総務部文書法制課歴史資料担当又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年 9 月19日(金)午後 に郵送する。

6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成20年 9 月10日(水)から平成20年 9 月17日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (2) 閲覧場所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市総務部文書法制課 歴史資料担当

（分館 2 階）

7 その地

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市総務部文書法制課 歴史資料担当

電話 018-866-8913

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 9 月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名

環境委託第94号 総合環境センター高圧受変電設備年次点検

- (2) 仕様

別紙「平成20年度高圧受変電設備年次点検仕様書」（省略）
のとおり

- (3) 施行場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年10月 3 日(金) 午後 1 時30分

- (2) 入札の場所 秋田市寺内蛭根三丁目24- 3
秋田市環境部 2 階 大会議室

- (3) 入札保証金 免除

(4) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係

る課税・免税事業者であるか否かを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 入札行為の委任

代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 契約に関する事項

契約期間は、契約締結の日から平成21年1月30日までとする。

4 入札参加要件に関する事項

- (1) 秋田市内に本店又は支店等を有していること。
- (2) 当該規模の高圧受変電設備の点検業務実施に際し、専用の測定機器等を保有し、また、十分な作業員を確保できる等、当該業務を履行可能であること。
- (3) 過去2年間に当該業務に係る入札の指名を受けているか、又は秋田市契約課の登録業者（建設工事（電気工事又は電気通信工事））として登録されていること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

5 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年9月24日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年9月10日(水)から平成20年9月24日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

秋田市環境部 環境総務課 庶務担当

ウ 申込書用紙等については、秋田市環境部環境総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名を通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年9月26日(金)までに行う。

7 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 設計書および仕様書は、(2)に示す場所で平成20年9月10日(水)から平成20年9月24日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで閲覧、貸出しするほか、仕様書に付随する図面等を除き秋田市ホームページでも公開する。

- (2) 閲覧・貸出場所

秋田市寺内蛭根三丁目24-3

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

TEL 018-863-6633

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成20年9月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名 称 株式会社伊徳 代表取締役 伊 藤 碩 彦

イ 住 所 秋田県大館市清水四丁目4番15号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 （仮称）いとく広面店

イ 所在地 秋田県秋田市広面字家ノ下37-1、70-1、71-1

- (3) 小売業を行う者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名 称 株式会社伊徳 代表取締役 伊 藤 碩 彦

イ 住 所 秋田県大館市清水四丁目4番15号

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年5月6日

- (5) 店舗面積の合計

2,159.58㎡

- (6) 駐車場の収容台数

115台

- (7) 駐輪場の収容台数

108台

- (8) 荷さばき施設の面積

68.25㎡

- (9) 廃棄物等の保管施設の容量

32.75㎡

- (10) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 開店時刻 9時00分

イ 閉店時刻 23時00分

- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分～23時30分（21時以降駐車禁止区域あり）

- (12) 駐車場の自動車の出入口の数

6カ所

- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分～21時00分

2 届出年月日 平成20年9月5日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

- (2) 縦覧期間 平成20年9月11日～平成21年1月12日

- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由
-
- 秋田市公告**
- 次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。
- 平成20年 9 月17日
- 秋田市長 佐 竹 敬 久
- 1 入札に付する事項
- (1) 件名
- 環境修繕第25号 リサイクルプラザ供給コンベアほかインバーター交換修理
- (2) 仕様
- 別紙「リサイクルプラザ供給コンベアほかインバーター交換修理仕様書」(省略) のとおり
- (3) 施行場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成20年10月15日(水) 午後 1 時30分
- (2) 入札の場所 秋田市寺内蛭根三丁目24- 3
- 秋田市環境部 2 階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 注 意 事 項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- エ 入札行為の委任
- 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。
- 3 契約に関する事項
- 契約期間は、契約締結の日から平成20年11月30日までとする。
- 4 入札参加要件に関する事項
- (1) 秋田県内に本店又は支店等を有していること。
- (2) 作業者が電気工事士の資格を有しているなど、本業務の遂行が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 5 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年10月 3 日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式 1 (省略))
- イ 作業者が電気工事士の資格を有していることが分かるもの(写しは可)
- (2) 申込書等の提出

- 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
- 平成20年 9 月17日(水)から平成20年10月 3 日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 受付場所
- 秋田市環境部 環境総務課 庶務担当
- ウ 申込書用紙等については、秋田市環境部環境総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知予定日は、平成20年10月 8 日(水)とする。
- 7 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 設計書および仕様書は、(2)に示す場所で平成20年 9 月17日(水)から平成20年10月 3 日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで閲覧、貸出しするほか、秋田市ホームページでも公開する。
- (2) 閲覧・貸出場所
- 秋田市寺内蛭根三丁目24- 3
- 秋田市環境部環境総務課 庶務担当
- 8 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
- 秋田市環境部環境総務課 庶務担当
- TEL 018-863-6633

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第 3 条第 1 項の規定に基づき行う平成20年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第 5 条の規定により公告する。

平成20年 9 月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種の種類
- ポリオ予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲
- 接種日において、生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 接種方法および回数
- 三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて 2 回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。
- 4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	10月 1 日 10月 9 日 10月17日
	10月23日 10月29日

土 崎 支 所	10月 3 日 10月16日
新 屋 支 所	10月10日
南 部 公 民 館	10月22日 10月28日
東 部 公 民 館	10月 8 日
御野場地域センター	10月 2 日 10月15日
河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー	10月21日
雄 和 公 民 館	10月 7 日

5 予防接種を受けることができない者

- (1) 当該疾病にかかっている者、又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (6) 下痢をしている者
- (7) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
- (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
- (9) その他、医師が不適当な状態と判断した者

6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
- (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

7 予防接種料金

無料

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成20年9月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12-1 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

中通一丁目地区第一種市街地再開発組合設立の認可を申請しようとする者から、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき

区域の公告申請があったので、同条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により、次のとおり公告し、当該区域を表示する図面を2週間、公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有する者は、この公告があった日から起算して30日以内に秋田市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者からさらに借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者およびその借地の所有者）と連署し、又は、借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類および内容を申告しなければならない。

平成20年9月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 地域の名称 秋田市中通一丁目1番、2番、3番、4番1、4番2、5番、6番、7番1、7番2、8番1、8番4、8番5、14番1、15番1、15番2、16番1、16番3、17番、18番1、18番2、18番3の一部、18番5の一部、18番9、20番1、21番1、21番2、21番3、21番4、21番5、21番6の一部、63番の一部

- 2 縦覧期間 平成20年9月24日から同年10月7日まで

- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

- 4 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市勢活性化推進本部

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の事業計画（第四回変更）を定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次の事項を公告する。

平成20年9月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

記

- 1 土地区画整理事業の名称

秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業

- 2 施行者の名称

秋田市

- 3 施行地区

秋田市手形字山崎、同手形字西谷地、同東通仲町、同檜山字長沼、同中通七丁目の各一部

- 4 事業施行期間

平成7年11月1日から平成20年7月7日（事業完了の日）

- 5 事務所の所在地

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所

- 6 事業計画の決定の年月日

平成7年11月1日

- 7 事業計画の変更の年月日

平成20年9月24日

秋田市公告

大規模小売店舗舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、

これを述べることができる。

平成20年 9 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

ア 名 称 イオンモール株式会社

代表取締役 村 上 教 行

イ 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 イオンモール秋田

イ 所在地 秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番地 1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置および収容台数

変 更 前	変 更 後
既存駐車場 : 2,654台	既存駐車場 : 2,301台 近隣駐車場 : 353台
合計 : 2,654台	合計 : 2,654台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数および位置

変 更 前	変 更 後
既存駐車場 : 8 箇所	既存駐車場 : 8 箇所 近隣駐車場 : 1 箇所
合計 : 8 箇所	合計 : 9 箇所

(4) 変更年月日 平成20年11月 1 日

(5) 変更理由 既存駐車場において立体駐車場工事に伴い減少する収容台数と同台数の駐車場を別敷地に確保するため

2 届出年月日 平成20年 9 月25日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成20年 9 月30日～平成21年 2 月 2 日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市政公

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成20年 9 月30日

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	履行期間
単価 第52号	20年度被服単価契約 防寒服（上）購入	秋田市上下水道局	契約日から 平成21年 3 月31日 まで
単価 第53号	20年度被服単価契約 防寒服（下）購入		

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 申請者の住所および氏名

秋田市八橋イサノー丁目17番21号

有限会社 伊和電設

代表取締役 伊 藤 章

2 道路位置指定箇所

秋田市泉中央一丁目104番 1

3 道路幅員 6.00メートル

4 道路延長 46.61メートル

5 指定年月日および番号

平成20年 9 月30日 第 5 号

選 管 公 告

秋田市選管公告

檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第 1 項の規定に基づき、檢察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成20年 9 月 3 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成20年 9 月 9 日(火) 午前11時

秋田市選管公告

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第 1 項の規定に基づき、裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成20年 9 月 3 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成20年 9 月 9 日(火) 午前11時

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成20年 9 月 5 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市に物品入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 秋田市の指名停止および入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年9月25日(木)
・単価第52号 午前10時
・単価第53号 午前10時15分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成20年9月29日(月)
- 入 札 金 額 入札書には、1着および1本当たりの価格を記載すること。
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- なお、入札書に記載できる金額は銭単位までとする。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年9月17日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申込書の提出

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第28号 雄和萱ヶ沢ポンプ場 計装設備更新整備	秋田市雄和萱ヶ沢 字トンテン312	平成21年3月6日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①電気工事A級又はB級 ②秋田県内の水道施設（浄水場・配水場他）又は秋田県内の下水道施設（終末処理場・ポンプ場他）で、計装設備工事の元請実績があること。 （基本的要件については別に記載）

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受け付け

申込書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成20年9月5日(金)から平成20年9月17日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年9月19日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年9月5日(金)から平成20年9月24日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年9月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年9月30日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年10月2日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年9月22日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))

イ 施工実績調書(別記様式2(省略))

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))(資格者証の写しを添付)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修繕場所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第29号	旧南部職員会館 改修	秋田市川尻みよし町 14-8	平成20年12月15日	・建築一式工事B級 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「建築一式工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から建築一式工事のB級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年9月12日(金)から平成20年9月22日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年9月25日(木)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成20年9月12日(金)から平成20年9月29日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年9月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年9月22日(月)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年9月12日(金)から平成20年9月22日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上

下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年9月25日(木)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年9月12日(金)から平成20年9月29日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年9月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第30号 排泥池掻寄機レール 交換 (No.1)	秋田市仁井田字新 中島221-2 (仁井田浄水場内)	平成20年12月19日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①機械器具設置工事A級 ②秋田県内の上下水道施設（浄水場・終末処理場・浄化センター他）で排水処理設備の施工もしくは修繕の元請実績があること。 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者（実務経験者を含む）を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年10月15日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成20年10月17日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年10月7日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
- イ 施工実績調書(別記様式2(省略))
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))(資格者証の写しを添付)
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
- 平成20年9月25日(木)から平成20年10月7日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所
- 秋田市上下水道局総務課管財係
- ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上

下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年10月10日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年9月25日(木)から平成20年10月14日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- ### 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
- 秋田市上下水道局総務課管財係
- 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年9月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第31号 岩見三内マンホールポンプ制御盤修繕	秋田市河辺岩見字 野崎 地内	平成21年2月27日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①電気工事A級又はB級 ②公共下水道又は農業集落排水のマンホールポンプ設備工事の元請実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年10月15日(水) 午前10時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年10月17日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年10月7日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式2（省略））
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））
（資格者証の写しを添付）

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年9月25日(木)から平成20年10月7日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年10月10日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年9月25日(木)から平成20年10月14日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434